和歌山信愛女子短期大学 入学前の実務の経験を通じ能力を修得した者に対する単位 の認定に関する規程

制定 平成31年3月13日

〔趣旨〕

第1条 この規程は、和歌山信愛女子短期大学学則(以下「学則」という。)第59 条第1項の規定に基づき、入学前の実務の経験を通じ能力を修得した者に対する 単位の認定について、必要な事項を定めるものとする。

[単位認定のための条件]

第2条 単位の認定を受けることができる実務経験の範囲は次の表の通りとする。

単位認定科目	単位数	学科• 専攻	実務経験
ボランティア論	1 単位	保育科	介護福祉士、社会福祉士、又は
			精神保健福祉士の資格のいずれ
			かを有し、実務経験を3年以上
			有する者
調理実習 I	1 単位	生活文化学科	調理師資格を有し、実務経験を
		食物栄養専攻	3年以上有する者

[申請手続]

第3条 単位の認定を受けようとする者は、原則として学期の初めに、実務の経験に 係る単位認定申請書(本学指定用紙)に当該資格と実務経験を証明する書類を添 えて、申請するものとする。

〔審査〕

- 第4条 前条の申請があったときは、教務委員会で審査する。
- 2 教務委員会は、必要に応じ、申請した学生に対し、試問を行い又は必要な資料の 提出を求めることができる。

[単位の認定]

第5条 単位の認定は、教授会の意見を経て、学長が行うものとする。

[学籍簿への記入]

第6条 単位の認定を受けた者の学籍簿には、当該授業科目の成績欄に「認定」と記入する。

〔規程の改正〕

第7条 本規程の改正は、運営会議の議を経て、学長が行う。

附則

- この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。